

平成十年四月十七日受領
答弁第二一一号

内閣衆質一四二第二一号

平成十年四月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員福島豊君提出かいわれ大根の種子の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福島豊君提出かいわれ大根の種子の安全性に関する質問に対する答弁書

1 について

生産者が自主的な衛生管理を行うための指針として策定された「かいわれ大根生産衛生管理マニュアル」（平成八年十月十一日社団法人日本施設園芸協会策定。平成十年三月三十日改訂。以下「マニュアル」という。）における種子の検査方法は、遺伝子レベルでの検査により腸管出血性大腸菌O157（以下「O157」という。）の汚染を確認する方法ではないものの、衛生分野、生産分野等の専門家からなる委員会において策定された、現段階において種子検査の受託に係る検査機関が実施し得る最善の方法と考えている。

加えて、マニュアルは、本年三月三十日に厚生省が公表した「平成九年三月に多発した腸管出血性大腸菌O157による食中毒等の汚染源に関する分析及び評価について」も踏まえ、種子の消毒のために殺菌処理と十分な洗浄を行うこと及び浸種を流水方式により行うことが追加された内容となっており、かいわれ大根の種子の衛生管理対策の強化が図られている。

2 について

マニュアルは、1 について述べたとおり、種子の消毒のための措置等の追加を内容として改訂されているものであり、マニュアルに定められた衛生管理方法は、種子汚染に由来するO157の集団感染を予防するための生産面における現段階での最善の措置と考えている。

3 について

マニュアルに定められたかいわれ大根の種子の検査法及び消毒法は、生産面における衛生管理方法として現段階における最善の措置と考えているが、農林水産省において、今後とも、かいわれ大根の種子の検査法及び消毒法に関する試験研究に積極的に取り組み、新たな知見が得られた場合には、これを踏まえてマニュアルの更なる改訂の指導を含め必要な措置を講じてまいる考えである。